

農林漁業者の皆様へ！



農林漁業者の皆様と農山漁村の未来を切り拓く

6 次産業化

応援します!! 農林漁業者の6次産業化

新たに加工・販売に取り組みたい!!



6次産業化プランナーが、新商品開発や販路開拓、加工のための技術研修などに関する情報を、6次産業化を目指す農林漁業者の皆様提供します！

商品開発やマーケティングのノウハウなど専門的な知見を持つ6次産業化プランナーが、皆様の6次産業化の取組について、計画づくり、新商品開発や販路拡大のアドバイスなど、全面的にサポートを行います。また、技術研修や関係者間での交流会の開催などの情報提供も行います。国がこれらの取組に対して支援します。これにより、少ない負担で様々なサポートを受けることができます。

**地元に直売所や加工施設があったら
もっと農産物を売れるのに**

加工施設、直売施設等の整備に対する支援を行います！

- 次のような取組を行う場合に費用の1/2等を国が補助します。
- ①農業法人等が経営を複合化、多角化するための加工・流通・販売施設等の整備
 - ②地産地消の活動を行うための直売施設、処理加工施設等の整備
 - ③農林漁業者と食品産業事業者が安定的な取引の関係を確立して行う食品の加工・販売施設や農林漁業用機械施設等の整備



輸出にチャレンジしたい! でも、誰に相談したらいいんだろう…



輸出に取り組むに当たって留意すべきポイントの説明を行うセミナーや商談会等を開催します!

輸出に取り組むに当たって留意すべきポイントの説明等を行うセミナーや、海外有力バイヤーを招く商談会等を開催します。
また、アジア等の海外市場に対して官民合同ミッションの派遣等を行うことにより、取引先候補と対面での情報交換、商品特性の把握を行う機会を設けます。

事業化したいのだけど、 資金面で不安があるんだよね…

6次産業化法の適用を受ければ、
無利子融資資金の延長等が受けられます!

農業改良資金として無利子の施設整備資金を借りられます。6次産業化法に基づく総合化事業計画を作成し、認定を受けた方は償還期限の延長(10年→12年)等が受けられます。
このほか、短期運転資金(新スーパーS資金)の貸付対象者となることができます。(新スーパーS資金は無担保無保証人保証を受けることができます。)



農林漁業者の悩みに親身に対応し、総合的なサポートを行う**6次産業化プランナー**が、皆様の6次産業化の計画づくりから事業化まで一貫して支援します。

※ 6次産業化プランナーは、平成23年度から配置される予定です。

「6次産業化」とは？

- 農山漁村は、有形無形の豊富な資源が存在する宝の山です。
- 様々な「地域資源」を活用して、儲かる農林水産業を実現し、農山漁村の雇用確保と所得向上を目指します。

農山漁村に存在する様々な「地域資源」

- 農林水産物



- バイオマス



- 自然エネルギー



- 風景・伝統文化



「地域資源」と「産業」を結びつけ活用

農山漁村の6次産業化

- 農林漁業者が生産・加工・流通(販売)を一体化し、所得を増大

〔 産地ぐるみでの取組
経営の多角化、複合化
農林水産物や食品の輸出 等 〕

- 農林漁業者が2次・3次産業と連携して地域ビジネスの展開や新たな産業を創出

〔 農商工連携の推進
バイオマス・エネルギーの利用 等 〕



儲かる農林水産業を実現

平成23年3月1日に
「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等
及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」
(6次産業化法)が施行予定

計画認定の相談及び申請受付を行います。

○ 農山漁村の6次産業化を促進するため、農林漁業者等による農林水産物及びその副産物(バイオマス等)の生産及びその加工又は販売を一体的に行う取組等を創出することを目的とした法律です。

このような取組を行う農林漁業者が6次産業化法の認定を受ければ、様々なメリットがあります。

※認定のメリット措置の例

- 農業改良資金(無利子資金)の特例適用、短期運転資金(新スーパーS資金)の活用
- 認定後の事業実施についても定期的に6次産業化プランナーがフォローアップ
- 新商品の開発や販路拡大の取組に対して3分の2の補助が可能

< 6次産業化の例 >

農村女性グループによる地場産野菜や果実を利用した加工品の製造

- 特産のリンゴを活用したアップルパイ、地元産野菜を使ったおやきなどの加工品を製造
- 加工品の販売により売上増を実現



「紅玉」と「サンふじ」を用いたアップルパイ



地元農産物の直売、イートインでの提供等

- 地元農産物の直売やイートインコーナーでの加工品の販売
- 農産物及びその加工品の販売により、売上増を実現
- 直売所等で数十人規模の雇用を確保



6次産業化についてお答えします。

北海道農政事務所
農政推進課

〒060-0004
北海道札幌市中央区北4条西17丁目19-6
電話番号:011-642-5410

〔担当都道府県〕
北海道

東北農政局
生産経営流通部食品課

〒980-0014
宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号
仙台合同庁舎
電話番号:022-221-6146

〔担当都道府県〕
青森県、岩手県、宮城県、
秋田県、山形県、福島県

関東農政局
生産経営流通部食品課

〒330-9722
埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館
電話番号:048-740-0034

〔担当都道府県〕
茨城県、栃木県、群馬県、
埼玉県、千葉県、東京都、
神奈川県、山梨県、長野県、
静岡県

北陸農政局
生産経営流通部食品課

〒920-8566
石川県金沢市広坂2丁目2番60号
金沢広坂合同庁舎
電話番号:076-232-4233

〔担当都道府県〕
新潟県、富山県、石川県、
福井県

東海農政局
生産経営流通部食品課

〒460-8516
愛知県名古屋市中区三の丸一丁目2番2号
農林総合庁舎1号館
電話番号:052-746-1215

〔担当都道府県〕
岐阜県、愛知県、三重県

近畿農政局
生産経営流通部食品課

〒602-8054
京都府京都市上京区西洞院通下長者町
下ル丁子風呂町
電話番号:075-414-9024

〔担当都道府県〕
滋賀県、京都府、大阪府、
兵庫県、奈良県、和歌山県

中国四国農政局
生産経営流通部食品課

〒700-8532
岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎
電話番号:086-224-9415

〔担当都道府県〕
鳥取県、島根県、岡山県、
広島県、山口県、徳島県、
香川県、愛媛県、高知県

九州農政局
生産経営流通部食品課

〒860-8527
熊本県熊本市春日2丁目10番1号
熊本地方合同庁舎
電話番号:096-211-9624

〔担当都道府県〕
福岡県、佐賀県、長崎県、
熊本県、大分県、宮崎県、
鹿児島県

沖縄総合事務局
農林水産部食品・環境課

〒900-0006
沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号
那覇第2地方合同庁舎2号館
電話番号:098-866-1673

〔担当都道府県〕
沖縄県

※上記以外にも各地方農政事務所(農政推進課)においても相談を受け付けておりますので、併せて御活用ください。

■ 農山漁村の6次産業化に関する農林水産省本省のお問い合わせ先は、

● 総合食料局 食品産業企画課(TEL 03-6744-7143)

※農山漁村の6次産業化に関する情報は、【<http://www.maff.go.jp/j/soushoku/sanki/6jika.html>】に掲載しております。